

アルゼンチン税関に Store List を申告する際に留意すべきポイント

これまで何度かアドバイスしてきたとおり、現地税関は船舶の Store List を申告する時の申告内容不一致を発見する方法を見出だしている。

以下の点を考慮して Store List を作成していれば、たとえ徹底的な調査を受けたとしても、税関に指摘されるような誤りが起こる可能性を大幅に減らすことができる。

以下の物品を申告する際には、細心の注意を払うことが推奨される：

1. **ペイント、シンナー（リットル）** は必ず申告する。船内にある **SOEP** を含む**全ての化学製品**（船倉清掃、エンジンメンテナンスに使用されるもの、オイル漏れ、油脂類など）を申告しなければならない。これらの項目は缶ごとに数えて検査される。
2. **バンカー（燃料油、軽油、潤滑油、および使用中の全ての油。メインエンジンサンプタンク、ステアリングオイル、油圧オイルなど。** これらのアイテムは、残り半分であっても対応するタンクやドラム缶を測定することによって検査される)
3. **全ての電化製品**（船舶および個人所有のもの）は申告が必要。テレビ、パソコン、タブレット機器、ファックス、コピー機、ビデオテーププレイヤー、電子レンジ、DVD プレイヤー、双眼鏡、携帯電話、洗濯機、プリンターなど)
4. **葉巻・タバコ（単位）** および蒸留酒（リットル）
5. **Engine（エンジンの在庫）** および **Deck（甲板の在庫）** の予備品、すなわち、pistons, propeller, anchor chain, ball bearings, hoses, welding & cutting equipment, tools, ropes, wire ropes など。また、「中古」と「新品」で区別することが望ましい。
6. 薬品、弾薬、銃器、海賊対策セット
7. 船首楼に保管されている全ての消耗品
8. 保税船用品
9. 食品／飲料
10. 医療・病院用品

上記の品目は包括的だが、これに限定されるものではない。船内にある全ての物品を申告しなければ

ばならないことに留意する。

その他、申告の際の注意事項：

- ・ 上記の太字の項目、特に1～5の項目に特に注意すること。
- ・ 潤滑油のような申告製品の総量や数量を申告書に記載しないこと。タンクの名称/番号とそのリットル数のみを申告すること。
- ・ 甲板士官と機関士が確認するまで、申告書に署名しないこと。
- ・ 代理店を含め、誰に対しても不完全または部分的なコピー/ドラフトを渡さないこと。
- ・ 最終的な **Store List** のコピーを常に船内に保管すること。
- ・ 注釈が付された紙／ページがないことを確認する。**Store List** にページ番号を付けるのが望ましい。
- ・ 使用中の潤滑油の場合、可能であれば測定がエンジンを稼働させた状態で行われたか、停止させた状態で行われたかを明確にすること。また、入国通関を許可される最初の港に到着した際、数量の申告をする前に測定すること。

前述の忠告は全て、間違った申告やその見落としに関するものだが、この種の不一致にはほかにもさまざまなものがある。例えば最も一般的な間違いである二重申告や不正確な申告などである。

数量を確認し、二重に申告していないか確認することは非常に重要である。通関上、合計で詳細に申告する必要はない。例えば、あなたが潤滑油のある合計量を申告していることを税関が発見し、その後、その同じ量が別のページで詳細に申告されていることを発見した場合、税関はそれを明確化ではなく「二重申告」とみなす。

不正確な申告に関してよくある間違いは、「およそ」ベースで計算した数量や、経験に従って計算した数量を申告することである。全ての数量は実測に基づいて申告しなければならず、そうでなければ税関は不一致とみなすだろう。

最後に、税関の調査があった場合に船長殿に以下のことをお伝えしたい：

- ・ 税関は申告書を審査しなければならず、その結果、彼らの乗船を拒否することはできない。
- ・ 申告されていない物品が船内にある場合、航海士は "Record of Search" という書類を作成しなければならない。その際、違反品目について数量を含めて詳細に説明する必要がある。
- ・ 検査が終わると、税関は船長に対して "Record of Search" に署名するよう要求する。船長は "without prejudice" で署名し、同書類に letters of protest やその他必要と思われる説明文を添付することができる。
- ・ 目録やリスト、発見された可能性のある品目に関するいかなる種類の説明書も手渡さないこと。税関は全てを審査しなければならず、検査中に税関に提出された追加資料は、おそらくその船に対して不利なものとして使用されるであろう。

SIMONSEN